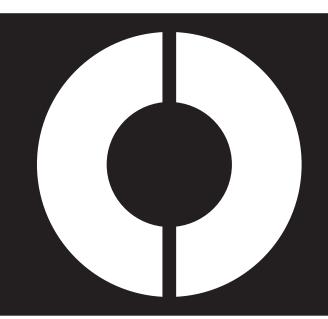


投資信託説明書(交付目論見書)

2024年7月26日

シュローダー 年金運用ファンド 日本株式

追加型投信/国内/株式 確定拠出年金専用



	商品分類		属性区分			
単位型• 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	日本	ファミリーファンド

- ※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人 投資信託協会」のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。
- ■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ■この目論見書により行うシュローダー年金運用ファンド日本株式の募集については、発行者であるシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年7月25日に関東財務局長に提出し、2024年7月26日にその届出の効力が生じています。

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

|設 立:1991年12月20日

▮資本金:4億9千万円(2024年4月末現在)

Ⅰ運用する投資信託財産の合計純資産総額:約4,148億円(2024年4月末現在)

▮グループ会社全体の運用総額:7,506億英ポンド(約135兆円)

(2023年12月末現在、1英ポンド=179.72円換算)

照会

インターネットホームページ

http://www.schroders.co.jp/

電話番号

У 03-5293-1357 「受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで〕

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、 左記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ■ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は左記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ■ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に 掲載しています。
- ■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号) に基づき受託会社において固有財産等と分別管理 されています。
- ■請求目論見書は販売会社にご請求いただければ 当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売 会社に請求目論見書をご請求された場合は、その 旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

確定拠出年金制度における専用の運用商品として、主としてわが国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目的として運用を行います。

■ ファンドの特色



わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

※ファンドは、主としてシュローダーPF日本株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて投資を行います。 ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することがあります。



TOPIX(東証株価指数、配当込み)*1をベンチマーク*2とします。

- *1 わが国の株式市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- *2 ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

運用プロセス

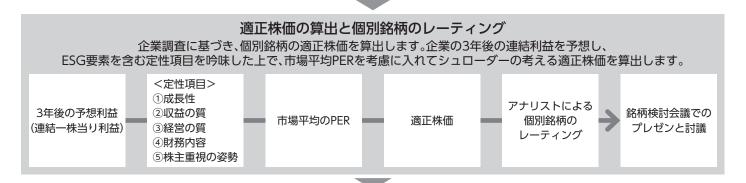
シュローダー・グループの日本株アナリストによる綿密な個別企業調査に基づくボトムアップ・アプローチにより運用を行います。

銘柄選択プロセス

規律ある銘柄選択プロセスが、首尾一貫した運用の基礎となります。

個別企業の調査

銘柄選択の基礎として最も重視しているのが企業調査です。 アナリストはそれぞれ専門業種を担当し個別企業訪問を中心とした企業調査に携わっています。



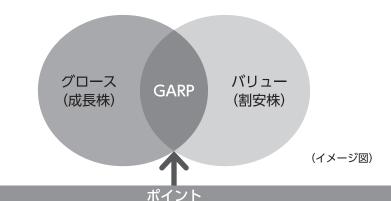
〈ポートフォリオ構築チーム〉 アナリストの推奨とファンドマネジャーの判断による銘柄選択を実施し、 規律あるポートフォリオの構築を行います。

シュローダー PF日本株式マザーファンドの運用

※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

運用手法

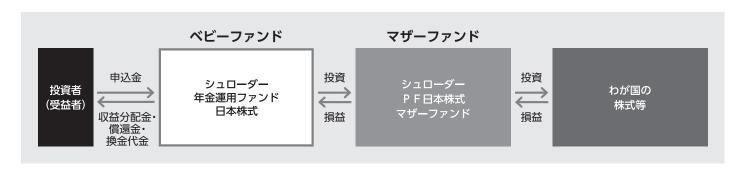
■ 中長期的な観点で、企業の成長性と株価の割安性を考慮して銘柄を選択して投資を行います。この銘柄 選択手法をGARP(グロース・アット・リーズナブル・プライス)といいます。



- ■社内で算出された銘柄の適正株価と実際の株価との比較から、成長性もあり、株価にも 割安感があると思われる銘柄を選択し、長期的に安定したパフォーマンスを目指します。
- ■将来、高い利益成長が予想される銘柄を投資対象としますが、投資時点での株価がすでに その水準を反映したもの以上であると思われる場合は対象外とします。

ファンドの仕組み

■ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの 受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。 ただし、市況動向等によっては株式等に直接投資することがあります。



※本書において「直接投資」とは、ベビーファンドがマザーファンドを介さずに行う投資をいいます。
また「実質的な主要投資対象」および「実質投資割合」とは、それぞれ、マザーファンドが投資する最終的な投資対象資産(株式等)およびその投資割合をいいます。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- ■株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ■外貨建資産への投資は行いません。
- ■一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- ■デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配方針

年1回の決算時(原則4月25日。休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配を行います。

- ■分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ■収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市場動向等を勘案し委託会社が決定します。 なお、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ■収益分配金は自動的に再投資されます。





※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■ 基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
 - したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、 損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの 運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の価格変動リスク、信用リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

流動性に関するリ ス ク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- ■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになり ます。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[流動性リスクに関する留意事項]

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

[ファミリーファンド方式に関する留意事項]

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴なう組入有価証券等の 売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額 に影響を与える場合があります。

[現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

■ リスクの管理体制 ■■

- 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。 さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの 運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの 体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。
- ■流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

■参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年5月末~2024年4月末

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

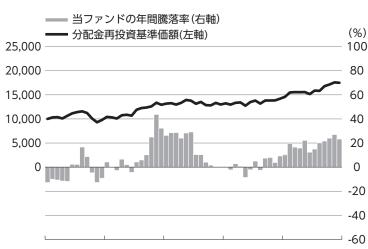
2019年5月末~2024年4月末

最大値

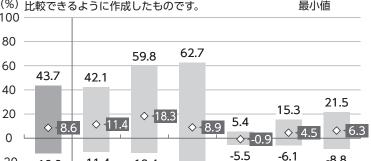
-6.1

◇ 平均値

-8.8



グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に (%) 比較できるように作成したものです。



2019年5月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月

2024年4月 当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

-19.4

- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算したものです。2019年5月末を10,000として指数化しております。
- ※年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における 1年間の騰落率を表示したものです。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率 の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。

--11.4

-12.8

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

-12.4

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株 ・・・ 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 · · · NOMURA-BPI国債

先進国債・・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、 網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用 に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、 配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰 属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、 配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、 配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、 他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、 承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として 提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-RPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すた めに開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャ リー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を 各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマー ジング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

■ 基準価額・純資産の推移

■設定来の基準価額および純資産総額の推移



基準価額25,301円純資産総額15,080百万円

- ※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
- ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
- ※設定日:2001年11月1日

■ 分配の推移

■分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2023年4月	2024年4月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

■ 主要な資産の状況

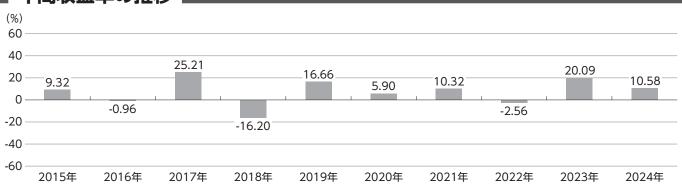
■組入上位業種

■組入上位銘柄

順位	業種	投資比率(%)	順位	銘柄	投資比率(%)
1	情報·通信業	13.33	1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	5.55
2	電気機器	12.94	2	ソニーグループ	4.27
3	輸送用機器	9.63	3	スズキ	3.73
4	化学	9.47	4	豊田自動織機	3.48
5	保険業	8.16	5	日本電信電話	3.48
6	機械	7.75	6	第一生命ホールディングス	3.35
7	銀行業	6.93	7	伊藤忠商事	3.31
8	その他金融業	4.51	8	オリックス	3.06
9	卸売業	4.50	9	東京海上ホールディングス	3.02
10	建設業	4.48	10	信越化学工業	2.83

[※]投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

■ 年間収益率の推移



- ※2024年は1月から4月末までの騰落率です。
- ※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

[※]ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

[※]ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

■ お申込みメモ|

購	入	単	位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購	入	価	額	購入申込日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購	入	代	金	販売会社が指定した日までにお支払いください。
換	金	単	位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換	金	価	額	換金申込日の基準価額とします。
換	金	代	金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
申	込 締	切時	間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。 ※申込締切時間は2024年11月5日より原則として午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購力	入の申	3 込 期	間	2024年7月26日から2025年1月24日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換	金	制	限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、一定の金額を超える換金や一定の金額を超える換金 の受付時間に制限を設ける場合があります。
	・換金 止 及 び	—	_	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他極端な流動性の減少等やむを 得ない事情が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受付けを中止すること、 あるいは、すでに受付けた各申込みの受付けを取り消すことがあります。
信	託	期	間	無期限(2001年11月1日設定)
繰	上	償	還	受益権口数が5億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決	算	Į	B	原則、毎年4月25日(休業日の場合は翌営業日)
収	益	分	配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 収益分配金は自動的に再投資されます。 なお、分配を行わない場合があります。
信	託金の)限度	額	5,000億円
公			告	日本経済新聞に掲載します。
運	用幹	贵 告	書	毎年4月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている 受益者に交付します。
課	税	関	係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■確定拠出年金制度にかかるファンドの普通分配金、換金時の値上がり益、償還差益は、原則 として非課税となります。
基準	準価額の	新聞挑	曷載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「年金日株」として掲載されます。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.628%(税抜1.48%)**。

運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)

	配分(年率/税抜)		役務の内容
委託会社 0.		0.60%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への 情報提供資料の作成等
	販売会社	0.80%	運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および 受益者への情報提供等
	受託会社	0.08%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等

法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等

ファンドの純資産総額に対して**年率0.055% (税抜0.05%)を上限**とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日) および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

その他の費用・ 手 数 料

組入有価証券の売買委託手数料等

ファンドからその都度支払われます。

※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

税 金

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。 なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は、2024年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 参考情報

ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	1.67%	内容
①運用管理費用の比率	1.63%	ファンドの信託報酬
②その他費用の比率	0.04%	法定書類作成等に要する費用、監査費用等

[※]対象期間は2023年4月26日~2024年4月25日です。

♦ シュローダー・グループ

- ■1804年の創業以来、**200年**を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- ■英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- ■運用資産総額は約135兆円*(7.506億英ポンド)に上ります。
- **1870年**(明治3年)、日本政府が初めて発行した国債の主幹事として、日本初の鉄道敷設 (新橋駅一横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- ■1974年、東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを 提供しています。

2023年12月末現在。*1英ポンド=179.72円換算。

[※]対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を対象期間の平均受益権口数に運用報告書作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた比率(年率)です。これらの値はかかる前提条件で算出した参考値であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

[※]詳細および最新の状況につきましては、ファンドの直近の運用報告書にてご確認ください。

